

港湾運送料金表

尼崎西宮芦屋港

平成9年4月1日

尼崎西宮港運協会

目 次

港 湾 荷 役 料 金 表 ……………	1 頁
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	

港 湾 荷 役 料 金 表 (船 内 荷 役 料 金) ……………	7 頁
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	

港 湾 荷 役 料 金 表 (沿 岸 荷 役 料 金) ……………	13 頁
(総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金を除く)	

港 湾 荷 役 料 金 表 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) ……	21 頁
(1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上	
(2) 総トン数 500 トン未満	

は し け 運 送 料 金 表 ……………	29 頁
-----------------------	------

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数 1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

港 湾 荷 役 料 金 表

(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額		
			接岸本船 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋・野積場前	
コンテナ	20'型以下のもの	実入	991	884	
		空	842	751	
	40'型のもの	実入	743	663	
		空	632	563	
ノックダウン自動車及び完成車			1,494	1,369	
バンパック・バックコンテナ・プレスリング			1,744	1,600	
パレタイズ貨物			2,022	1,850	
モーターサイクル			2,219	2,045	
袋物	紙・ビニール入のもの		2,755	2,503	
	麻袋入のもの		2,322	2,144	
ベ ー ル 物			2,383	2,187	
タ イ ヤ			1,969	1,820	
雑 貨 類			2,889	2,661	
葉タバコ	樽 物		1,591	1,428	
	ベ ー ル 物		2,001	1,800	
青 果 類			2,152	1,951	
機械類	1個当り5トン未満のもの		2,852	2,609	
	1個当り5トン以上のもの		2,093	1,904	
巻 取 紙 (内地産)			1,584	1,416	
木 材	岸壁場のもの	原木	米 国 材	1,411	1,267
			南 洋 材	1,495	1,343
			北 洋 材	1,955	1,812
		製 材	1,551	1,400	

品 目		金 額	
		接岸本船 ←→ 上屋・野積場内	接岸本船 ←→ 上屋・野積場前
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		2,326	2,090
鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)	2,239	2,045
	鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル	1,904	1,739
生	ゴ ム	2,757	2,503
パ	ル プ	2,738	2,478
石	材	2,279	2,116
鉄	屑（シュレッダーを除く）	3,935	3,581
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）	1,484	1,333
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石	2,138	1,945
穀飼類（小麦）（撒揚－上屋入）		1,725	1,529
砂	糖（撒）	2,064	1,913
冷	凍 品	—	4,174
冷	蔵 品	—	3,062

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間 における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位 円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	45,170	70,350	95,570	120,780	142,260
半夜 (16時30分から21時30分まで)	70,270	109,430	148,670	187,880	221,290

(2) 最低料金

(1口につき単位 円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	15人以下 (12人)	16人~22人 (19人)	23人~29人 (26人)	30人~36人 (33人)	37人以上 (40人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	358,340	558,140	758,180	958,220	1,128,660
半夜 (16時30分から21時30分まで)	358,340	558,140	758,180	958,220	1,128,660

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 7円

6. 消費税の加算

料金の総額5%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金は、当該貨物について、接岸本船の船内荷役と沿岸荷役を同一委託者から引受た場合又は、異なる委託者からであっても当該貨物に係る接岸本船の船内荷役と沿岸荷役が同量となる引受の場合等船内荷役と沿岸荷役の荷役手配が一貫して行える場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船内 \longleftrightarrow 上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

(2) 「接岸本船内 \longleftrightarrow 上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 接岸本船の本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、接岸本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限りません。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してから取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

港湾荷役料金表（船内荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

（1トンにつき単位円）

品		目	金 額	
コ ン テ ナ	20'型以下のもの	実 入	483	
		空	411	
	40'型のもの	実 入	363	
		空	309	
ノックダウン自動車及び完成車			915	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,074	
パ レ タ イ ズ 貨 物			1,225	
モ ー タ ー サ イ ク ル			1,418	
袋 物	紙・ビニール入のもの		1,577	
	麻袋入のもの		1,507	
ベ ー ル 物			1,477	
タ イ ヤ			1,287	
雑 貨 類			1,839	
葉 タ バ コ	樽 物		819	
	ベ ー ル 物		1,052	
青 果 類			1,211	
機 械 類	1個当り5トン未満のもの		1,724	
	1個当り5トン以上のもの		1,208	
巻 取 紙 （内地産）			783	
木 材	水落しのもの	原 木	米国材・南洋材	527
			北 洋 材	900
	岸壁揚のもの	原 木	米 国 材	725
			南 洋 材	775
			北 洋 材	1,298

品 目		金 額
木 材	岸壁揚のもの 製 材	841
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）		1,209
鋼 材	一般鋼材（口径12インチ未満の鋼管含む）	1,336
	鋼管（口径12インチ以上のもの）・コイル	1,136
生	ゴ ム	1,571
パ	ル プ	1,511
石	材	1,541
鉄 屑 （シュレッダーを除く）		2,277
鉍 礦 石 類	燐 礦 石 ・ 加 里 ・ 鉍 礦 石 （ 粉 ）	770
	鉍 礦 石 （ 塊 ） ・ 特 殊 鉍 礦 石	1,234
穀 飼 類 （小麦）		782
砂	糖 （ 撒 ）	1,380
冷	凍 品	3,095
冷	蔵 品	1,924

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間 における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位 円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	28,060	43,010	57,970	72,920	84,150
半夜 (16時30分から21時30分まで)	43,650	66,900	90,180	113,430	130,900

(2) 最低料金

(1口につき単位 円)

1口の作業構成員数 による区分 昼夜区分	9人以下 (7.5人)	10人~13人 (11.5人)	14人~17人 (15.5人)	18人~21人 (19.5人)	22人以上 (22.5人)
昼間 (8時30分から16時30分まで)	222,590	341,230	459,870	578,510	667,620
半夜 (16時30分から21時30分まで)	222,590	341,230	459,870	578,510	667,620

5. 分担金等

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律) 1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律) 1トンにつき 3円50銭

6. 消費税の加算

料金の総額5%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（船内荷役料金）は、船内荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 揚荷の場合は、本船内の貨物をはしけ内又は岸壁上に取卸し、フックをはずすまでの作業。
- (2) 積荷の場合は、はしけ内又は岸壁上の貨物にフックをかけ、本船に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類以している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあっては8時30分、半夜荷役にあっては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或は、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であって、昼間荷役にあっては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあっては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、小量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

7. 消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方米をもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

- (1) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、沈木作業、防波堤外荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

港湾荷役料金表（沿岸荷役料金）

（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金を除く）

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
（1トンにつき単位円）

品 目			金 額		
			接岸本船船側・ はしけ内↔ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内↔ 上屋・野積場前	
コンテナ	20 ^尺 型以下のもの	実 入	560	448	
		空	475	380	
	40 ^尺 型のもの	実 入	419	335	
		空	356	284	
ノックダウン自動車及び完成車			658	526	
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			762	610	
パレタイズ貨物			903	722	
モーターサイクル			918	735	
袋 物	紙・ビニール入のもの		1,323	1,058	
	麻袋入のもの		937	750	
ベ ー ル 物			1,031	825	
タ イ ヤ			786	629	
雑 貨 類			1,202	962	
葉タバコ	樽 物		856	684	
	ベ ー ル 物		1,054	843	
青 果 類			1,054	843	
機 械 類	1個当り5トン未満のもの		1,278	1,022	
	1個当り5トン以上のもの		995	796	
巻 取 紙 （内地産）			884	708	
木 材	岸壁場のもの	原木	米 国 材	760	609
			南 洋 材	799	639

品 目				金 額	
				接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場内	接岸本船船側・ はしけ内←→ 上屋・野積場前
木 材	壁岸揚のもの	原木	北 洋 材	7 6 0	6 0 9
		製 材		7 9 2	6 3 3
非鉄金属類（半製品・銑鉄・地金）				1, 2 3 9	9 9 1
鋼 材	一般鋼材(口径12インチ未満の鋼管含む)			1, 0 2 1	8 1 7
	鋼管(口径12インチ以上のもの)・コイル			8 6 8	6 9 5
生	ゴ	ム		1, 3 3 1	1, 0 6 4
パ	ル	プ		1, 3 7 1	1, 0 9 7
石	材			8 5 8	6 8 6
鉄	屑（シュレッダーを除く）			1, 8 6 5	1, 4 9 2
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石（粉）			7 9 2	6 3 3
	鉍礦石（塊）・特殊鉍礦石			1, 0 1 7	8 1 3
穀 飼 類	（小麦）（撒揚—上屋入）			1, 0 3 4	8 2 7
砂	糖	（撒）		7 9 3	6 3 4
冷	凍	品		—	1, 2 9 9
冷	蔵	品		—	1, 2 9 9

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間 における荷役	基本料金の 6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の 10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の 1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 諸料金

(1) 待機料金

(1口1時間につき単位円)

1口の作業構成 員数による区分 昼夜区分	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	17,110	27,340	37,600	47,860	58,110	68,380
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	26,620	42,530	58,490	74,450	90,390	106,370

(2) 最低料金

(1口につき単位円)

1口の作業構成 員数による区分 昼夜区分	4人~6人 (5人)	7人~9人 (8人)	10人~12人 (11人)	13人~15人 (14人)	16人~18人 (17人)	19人~21人 (20人)
昼間 (8時30分から 16時30分まで)	135,750	216,910	298,310	379,710	461,040	542,520
半夜 (16時30分から 21時30分まで)	135,750	216,910	298,310	379,710	461,040	542,520

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金

1トンにつき

1,850円

(4) 看貫作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

なお、計量器使用及び検量立会人の費用は含みません。

(5) 仕訳作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の3割とします。

(6) はい替作業料金

当該貨物の上屋内基本料金の8割とします。

(7) 上屋保管料金

(1日1トンにつき単位円)

貨物分類	区分	私設上屋の場合	公共上屋の場合
コンテナ(野積場)		11	8
繊維原料類		48	37
青	果	48	37
窯	製	58	48
品			
その他の貨物		85	69

- (注)1. 公共上屋の場合の上屋使用料は、条例に基づく金額を別途申し受けます。
2. コンテナについては、野積場置き料金の料金をとします。
3. 定温保管を要する貨物については、本料金の8割増、また、くん蒸を要する貨物については、本料金の2割増とします。

5. 分担金等

区分	金額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

6. 消費税の加算

料金の総額5%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（沿岸荷役料金）は、沿岸荷役のみを行う場合に適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

(1) 「接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場内」の場合

(イ) 接岸本船船側↔上屋・野積場内の場合

（揚荷） 本船船側にある貨物を、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷） 上屋・野積場内の貨物を搬出し、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場内の場合

（揚荷） はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場内へ移送、拼付けるまでの作業。

（積荷） 上屋・野積場内の貨物を搬出し、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

(2) 「接岸本船船側・はしけ内↔上屋・野積場前」の場合

(イ) 接岸本船船側↔上屋・野積場前の場合

（揚荷） 本船船側にある貨物を、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、本船船側へ移送する作業。

(ロ) はしけ内↔上屋・野積場前の場合

（揚荷） はしけ内の貨物を陸揚し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

（積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を、はしけ内へ移送し積付けるまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に、所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 待機料金

本料金は、荷役開始時刻（昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分）以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は、天候或いは、揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間について、それぞれの待機料金を適用します。

ただし、待機事由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(2) 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。

ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

(イ) 荷役手配の取消の場合

① 昼間荷役の手配申し受け最終時刻（前日の15時）以降2時間を経過してからの取消については、昼間荷役の最低料金を適用します。

② 半夜荷役の手配申し受け最終時刻（当日の15時）以降の取消については、半夜荷役の最低料金を適用します。

(ロ) 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は、少量作業或いは、待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、該当の最低料金を適用します。

(3) 上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業料金
本料金は、次の作業を行った場合に適用します。

(イ) 上屋内(コンテナフレートステーションを含む)の貨物をその上屋内又は、戸前でコンテナに詰めるまでの作業。

(ロ) コンテナ内の貨物を取り出し、上屋内(コンテナフレートステーションを含む)に拼付けるまでの作業。

(4) 看貫作業料金

本料金は、貨物の看貫作業を行った場合に適用します。

ただし、計量器使用及び検量立会人の費用については、本料金とは別に実費を申し受けます。

(5) 仕訳作業料金

本料金は、貨物の仕訳作業を行った場合に適用します。

(6) はい替作業料金

本料金は、貨物のはい替作業を行った場合に適用します。

(7) 上屋保管料金

(イ) 本料金は、船舶又は、はしけ積卸貨物を上屋その他の荷捌場において、一時保管する場合に適用します。

(ロ) 本料金表に記載のない貨物については、類似した保管内容(坪当りの収容トン数)の料金を適用します。

(ハ) 本料金の計算は、貨物搬入の日から貨物搬出の日までとします。

7. 消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

8. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

9. その他

(1) 特殊貨物(特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(長距離移送、荒天時荷役、見本採取等を伴う荷役等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(2) 委託者の要求により特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。

(3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

港湾荷役料金表(総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

(1) 総トン数 1,000トン未満 500トン以上

(2) 総トン数 500トン未満

港湾荷役料金表 (総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金)

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前 (1トンにつき単位円)

品 目			金 額	
			本船内↔ 上屋・ 野積場内	本船内↔ 上屋・ 野積場前
コンテナ	20' 型以下のもの	実 入	727	672
		空	618	571
	40' 型 の も の	実 入	545	504
		空	463	428
ノックダウン自動車及び完成車			1,369	1,269
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			1,600	1,484
パ レ タ イ ズ 貨 物			1,850	1,713
モ ー タ ー サ イ ク ル			2,044	1,906
袋 物	紙・ビニール入のもの		2,503	2,302
	麻袋入のもの		2,144	2,002
ベ ー ル 物			2,187	2,030
タ イ ヤ			1,820	1,701
雑 貨 類			2,661	2,479
葉タバコ	樽 物		1,429	1,298
	ベ ー ル 物		1,800	1,640
青 果 類			1,951	1,791
機械類	1個当り5トン未満のもの		2,609	2,415
	1個当り5トン以上のもの		1,904	1,753

品 目				金 額	
				本船内↔ 上屋・ 野積場内	本船内↔ 上屋・ 野積場前
巻 取 紙 (内地産)				1,164	1,080
木 材	岸壁揚のもの	原木	米 国 材	1,266	1,151
			南 洋 材	1,343	1,222
			北 洋 材	1,811	1,696
		製 材	1,401	1,280	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)				2,090	1,902
鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)			1,755	1,658
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル			1,492	1,410
生 ゴ ム				2,504	2,301
パ ル プ				2,478	2,270
石 材				2,116	1,986
鉄 屑 (シュレッダーを除く)				3,581	3,297
鉍礦石類	燐礦石・加里・鉍礦石 (粉)			1,334	1,212
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石			1,946	1,790
穀 飼 類 (小麦) (撒揚 - 上屋入)				1,529	1,372
砂 糖 (撒)				1,913	1,793
冷 凍 品				—	3,927

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1トンにつき単位円)

品 目			金 額	
			本船内↔ 上野・ 野積場内	本船内↔ 上野・ 野積場前
コンテナ	20' 型以下のもの	実 入	727	582
		空	618	494
	40' 型 の も の	実 入	545	436
		空	463	369
ノックダウン自動車及び完成車			855	684
バンパック・バッグコンテナ・プレスリング			991	793
パ レ タ イ ズ 貨 物			1,173	939
モ ー タ ー サ イ ク ル			1,194	956
袋 物	紙・ビニール入のもの		1,720	1,376
	麻袋入のもの		1,218	975
ベ ー ル 物			1,341	1,073
タ イ ヤ			1,022	818
雑 貨 類			1,563	1,251
葉タバコ	樽 物		1,112	889
	缶 物		1,370	1,096
青 果 類			1,370	1,096
機械類	1個当り5トン未満のもの		1,661	1,329
	1個当り5トン以上のもの		1,294	1,035

品 目				金 額	
				本船内↔ 上屋・ 野積場内	本船内↔ 上屋・ 野積場前
巻 取 紙 (内地産)				1,150	920
木 材	岸壁揚のもの	原木	米 国 材	989	791
			南 洋 材	1,039	831
			北 洋 材	989	791
		製 材	1,029	823	
非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)				1,610	1,288
鋼 材	一般鋼材 (口径12インチ未満の鋼管含む)			1,328	1,062
	鋼管 (口径12インチ以上のもの)・コイル			1,129	904
生 ゴ ム				1,730	1,384
パ ル プ				1,783	1,426
石 材				1,115	892
鉄 屑 (シュレッダーを除く)				2,425	1,939
鉍礦石類	磷礦石・加里・鉍礦石 (粉)			1,029	823
	鉍礦石 (塊)・特殊鉍礦石			1,322	1,057
穀 飼 類 (小麦) (撒揚 - 上屋入)				1,345	1,075
砂 糖 (撒)				1,031	824
冷 凍 品				—	1,689

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間 における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増
雨天・雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

3. 割引料金

大口数量割引 基本料金の5%引

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積前

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内

←→ 上屋・野積場内又は、上屋・野積場内

区 分	金 額
(1) 港 湾 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消費税の加算

料金の総額5%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

この港湾荷役料金（総トン数1,000トン未満の小型船荷役料金）は、

- (1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は戸前迄の荷役
- (2) 総トン数500トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金（船内荷役料金）又は、港湾荷役料金（沿岸荷役料金）を適用します。

2. 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

- (1) 「本船内←→上屋・野積場内」の場合
 - （揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送・拼付するまでの作業。
 - （積荷） 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。
- (2) 「本船内←→上屋・野積場前」の場合
 - （揚荷） 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。
 - （積荷） 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

3. 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿作業構成員数等が類似している場合は、その貨物の料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者と協議の上、決定した料金を基本料金とします。

4. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜荷役割増

16時30分から21時30分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日荷役割増

日曜日、祝日及び祭日における荷役について、所定の日曜日・祝祭日荷役割増を適用します。

(3) 雨天・雪天荷役割増

委託者の要求により雨天、雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

5. 割引料金

大口数量割引の適用方は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引ます。

6. 消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

7. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

(1) 計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(3) 消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

8. その他

(1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。

(2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。

(3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。

(4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。

は し け 運 送 料 金 表

は し け 運 送 料 金 表

I 料金の種類及び額

1. 基本料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額				
	港 湾 内 運 送		指定区間運送		
	通常の港湾内	特定地区との間			
ユニタイズ貨物 一般包装品 有姿貨物	1,168	1,378	① 1,378 ② 1,589 ③ 1,800		
撤 貨 物			1,054	1,266	① 1,266 ② 1,476 ③ 1,687

(1) 特定地区は、尼崎港水門及び閘門を通過する地区とします。

(2) 指定区間は、①当港と西宮地区との間、②当港と大阪港及び神戸港との間、③当港と和歌山下津港、東播磨港及び姫路港との間とします。

2. 割増料金

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 運 送	16時30分から21時30分までの間における運送	基本料金の4割増
日曜日・祝祭日運送	日曜日・祝祭日における運送	基本料金の3割増

3. 諸 料 金

(1) はしけ内荷捌料金

(1トンにつき単位円)

品 目	金 額
一 般 包 装 品	1 2 3
ユ ニ タ イ ズ 貨 物	
有 姿 貨 物	6 2
撒 貨 物	

(注) 本料金は、1はしけ内のはしけ内荷捌要員が、一般包装品にあつては2名、その他の貨物にあつては1名の場合に適用し、それぞれの人員が1名増す毎に1名につき62円増とします。

(2) 滞 船 料 金

積載貨物トン数1トン1日につき134円とします。

(3) 最 低 料 金

1運送の引受量が100トンに満たない場合は、100トン分とします。

4. 分 担 金 等

区 分	金 額
(1) 港 灣 福 利 分 担 金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労 働 安 定 基 金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消 費 税 の 加 算

料金の総額5%

II 料金の適用方

1. 適用範囲

このはしけ運送料金は、港湾内又は指定区間において、はしけにより、本船船側←→沿岸間又は、沿岸←→沿岸間の貨物の運送を行う場合に適用します。

2. 作業範囲

本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

(1) 本船船側←→沿岸間における運送の場合

本船船側に繫留されたはしけ内においてフックをはずされた貨物を運送可能な状態に積み付けし、これを運送し、貨物揚河岸に繫留するまで、又は貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、本船船側においてフックをかけられる状態にするまでの作業とします。

(2) 沿岸←→沿岸間における運送の場合

貨物積み河岸に繫留されたはしけに運送可能な状態に積み付けられた貨物を運送し、貨物揚河岸に繫留するまでの作業とします。

なお、荷操作業に際し、はしけを使用する場合の作業を含みます。

3. 割増料金

割増料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) 半夜運送割増

16時30分から21時30分までの間における運送について、所定の半夜運送割増を適用します。

(2) 日曜日・祝祭日運送割増

日曜日、祝日及び祭日における運送について、所定の日曜日・祝祭日

運送割増を適用します。

4. 諸 料 金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

(1) はしけ内荷捌料金

本料金は、本船船側におけるはしけ内の荷別作業に適用します。

なお、本料金には、港湾荷役料金（船内荷役料金）に係る所定の割増料金を準用します。

(2) 滞 船 料 金

本料金は、貨物の積荷役日を含め4日間以内にはしけ運送が完了（はしけ繫留場所に揚荷役を完了して帰着するまで）しない場合に積荷役日から起算して5日目以降当該はしけ運送が完了するまでの間、積載貨物トン数1トン1日につき所定の料金を適用します。

(3) 最 低 料 金

本料金は、1運送の引受量が100トンに満たない場合に適用します。

5. 消費税の加算

免税となる取引には適用しません。

6. 料金の計算方

(1) 料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133'立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

(2) 消費税の加算

(イ) 料金の総額に5%を乗じて計算します。

(ロ) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じたときは1円単位に四捨五入します。

7. その他

- (1) 特殊貨物（海難貨物、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物等）及び特殊運送（荒・雨・雪天時運送、防波堤外運送）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (2) 委託者の要求により、はしけ封印を行った場合及びはしけ敷物等の特別の資材を使用した場合には、委託者と協議の上別途実費を申し受けます。
- (3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。